



千地申  
第9号

2月25日編出

## 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する申し入れを提出！ 全22項目

地本は、11月20日「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案を受け、職場からの意見をもとに千地申第3号解明申し入れの団体交渉を行ってきました。

議論の中では、事業本部の体制や業務内容が不明確なこと、今後の働き方が具体的にないこと、キャリアプランを描く上で不透明な点が多いことや各職場での説明会に課題があること、組合員の負担や休日勤務が増加する危機感があること、各系統におけるプロフェッショナルの考え方について会社と認識が一致しないことなど課題が多く、会社の目指す「究極の融合と連携」が職場現実と大きくかけ離れています。

また、1月28日本社から提案で示された新たな事業場の区分について、「一事業本部一事業場(36事業場)」という内容から「166事業場」とする修正内容が示されました。しかし、職場では認可が降りなかったことへの具体的な説明がないことや、業務内容が違う各設備技術センターが一事業場になることに対し、組合員の理解が深まらないまま施策が進むことや、私たちの労働実態把握が充分に行われず、「安全・健康・ゆとり」が担保されないのではないかと危機感を持たざるを得ません。

昨今、架線切断等の大規模輸送障害が連続して発生している中で、鉄道の安全・安定輸送を支える体制を構築していく必要があることから、職場環境や労働条件の改善に向けて、安全衛生委員会等の議論の場をさらに成熟させていかなければなりません。

地本は、組合員の不安を解消し、納得感を持って施策に向き合い、安全で安心して働ける施策を創り上げるため、今後団体交渉を行います。

### 【申し入れ項目】

#### 【共通】

1. 安全は経営のトッププライオリティであり、「究極の安全」を追究する観点から、事業本部化後も安全レベルを低下させないこと。  
なお、各系統のプロの育成を行い、技術・技能継承に努めること。
2. 事業本部化に伴い、各業務箇所現在の員数を「管理・一般」で示すこと。
3. 組合員の健康を守るために、年間休日数の増加を加味した必要な要員を確保・配置すること。また、時間外労働の削減と適正な労働時間管理を徹底すること。
4. 業務内容を変更する場合は、前々月の25日までに組合員本人に伝えること。
5. 業務内容を変更し、新たな業務に就く場合の教育・訓練については、組合員の特性を把握したうえで、納得感をもって業務が担えるよう確実に実施すること。
6. 業務内容変更や事業本部間の異動、生活ソリューションへの出向及び事業本部間の兼務等においては、組合員のキャリアプランを最大限尊重し、不安解消や家庭状況等を含めて必要な配慮を行うこと。
7. 系統の特情と職場実態を踏まえた議論が困難となることから、安全衛生委員会の設置及び衛生管理者の配置については現体制を維持すること。
8. 事業場区分や勤務地を組織内外に明確にするため、勤務地名称を設定すること。
9. 示達された通達やマニュアル・ルール等については、各事業本部設立準備室において責任を持って発出・管理を行うこと。
10. 「県単位をベースとした人事運用」について、首都圏エリアが対象となる組合員は採用された支社の範囲を考慮すること。なお、自己申告書による面談で生活設計や家庭状況等を丁寧に把握・配慮し、本人希望を尊重すること。また、組合員が不安なく納得感を持てる「県単位をベースとした人事運用への移行」とするため、丁寧な説明を行うこと。
11. 事業本部化後のグループ会社を含めた人事施策について、JR本体から要員需給等を目的とした出向や転籍を行わないこと。
12. 社員説明や事務手続き等に課題があることから、説明会や各種手続きについて改善を図ること。なお、各種手続きについては労働時間として取り扱うとともに必要経費を会社負担とすること。
13. 事業本部化後においても、経営協議会等を通じて、各事業本部と安全や事業計画に関わる議論を行える体制を構築すること。
14. 事業本部化後においても、千葉地本—千葉支社間で締結している労働協約と労使の議論経過を踏まえた確認事項等を遵守すること。

#### 【営業】

1. 各事業本部で企画業務や経理を担当する組合員・社員については、業務用スマートフォンを貸与すること。

#### 【乗務員】

1. 休日数や労働時間の見直しが行われることにより、休日勤務のさらなる増加や労働密度が高まり負担が増すことが想定されることから、乗務員の負担軽減を考慮した行路作成を行うこと。

#### 【車両】

1. テレワークの基準を緩和するとともに研修やWEB会議は自宅からのオンライン出席を可能にすること。
2. 騒音・振動・排水関係等の行政への届出については、社長名で提出が出来るよう各事業本部へ権限委譲すること。

#### 【設備】

1. 在勤地指定を行わないことから、各職場の特情や通勤距離・経路を考慮し、組合員の希望を把握したうえで丁寧に運用を行うこと。なお、メンテナンスセンターの業務は、庭先意識が必要であることから、エリアを熟知したプロを育成・配置すること。
2. 各系統の箇所コード等の変更に伴い、各種システムが一時的に使用不可とならないように事前に対策を行うこと。
3. 設備改廃等の上申持ち回り時の関係箇所を事前に整理し、現行よりも煩雑化とならないようにすること。
4. 駅舎立入届等の諸手続きに関して、現行よりも煩雑化とならないようにすること。

**組合員の不安を解消し、「安全・健康・ゆとり」が担保された施策にするために、地本は組合員の声を基に精力的に団体交渉を行います！**